

デイ・デポジッター利用規定

福岡銀行

1. デイ・デポジッターの利用

このデイ・デポジッター（以下「デイデポ」という）は当行における本人名義の各種預金の入出金、振込・手形取立・税金・公共料金等の払込みをするため午前9時から午後1時までにご利用下さい。

2. デイデポ投入口開扉カードの発行

デイデポ投入口開扉カード（以下「デイデポカード」という）はデイ・デポジッター兼メールボックス利用申込書に基づき、当行が発行するものとします。

3. 利用方法

- (1) デイデポを利用するときは、デイデポカードを利用して、デイデポ投入口を開扉して下さい。
- (2) デイデポには預金に受入れることのできる証券類や振込・手形取立・税金・公共料金等の払込をするための書類を、デイデポ利用明細表に内容を記入のうえ、利用明細表とともに当行所定のビニール封筒（以下「専用バッグ」という）に入れ、デイデポに投入して下さい。
なお、伝票類には氏名、口座番号、入金額、その他の必要事項を記入してください。
- (3) 専用バッグを投入したのちは、デイデポの投入口扉が閉じたことを確認のうえ、デイデポカードを抜き取り、デイデポから出る利用ジャーナルを受取ってください。

4. 当行の事務処理

- (1) デイデポに投入された専用バッグの投入書類は、当行所定の手続きにより、当日またはご指定の日処理いたします。ただし、時間帯によって、振込・税金・公共料金等の払込については翌営業日以降の処理となります。
- (2) (1)の取扱いにあたり、投入書類と利用明細表の記載内容が相違する場合、当行は処理できないことがあります。また、次の各号に該当する場合、当行はご依頼の取引について処理いたしません。この場合、処理しないことにより生じた損害について当行は責任を負いません。
 - A 投入書類に形式不備または記載相違等の不備があった場合
 - B 入金・振込・払込に必要な資金の総額と、当行で算定した現金および小切手・払戻請求書に記載の金額とが相違する場合
 - C 当行が振込・払込を処理するときに、振込・払込に必要な資金の総額が、当該引落し口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を越える場合

5. 専用バッグ等の返却

専用バッグならびに預金通帳、領収書等は当行の事務終了後に返却しますので、窓口営業時間中にご来店のうえ受取ってください。

6. カードの保管

デイデポカードは本人が保管してください。

7. カードの喪失・破損・盗難等

デイデポカードの喪失・破損・盗難等の場合は、ただちに書面によって当行に届出てください。この届出前に生じた損害については当行は責任を負いません。なお、この場合、修理費、再製費に要する費用を負担してください。

8. 損害の負担等

このデイデポの利用にあたり、災害、事変その他不可抗力による損害、専用バッグの不完全な封入、デイデポ投入口扉の不完全な閉扉、デイデポカードと利用ジャーナルの取り忘れ、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、デイデポをデイデポ取引以外に利用し、その結果損害が生じても、当行は責任を負いません。

9. 解約

この契約は、本人または当行の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合は当行が貸与したデイデポカードおよび専用バッグはただちに当行に返却してください。

10. 譲渡・転貸等の禁止

デイデポの利用権は、譲渡、転貸、または質入れすることはできません。なお、デイデポカード、専用バッグについても同様とします。

11. 規定の準用

この規定の定めのない事項については、当行の各種預金規定ほか該当する規定により取扱います。

12. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
(2020年4月1日現在)